

令和2年（ウ）第4号 保全異議申立事件

債権者 [REDACTED] 外2名

債務者 四国電力株式会社

準備書面5-(2)

(福島第一原発事故の被害は今も続く)

令和2年11月30日

広島高等裁判所第4部 御中

債権者ら代理人弁護士 中村 覚

ほか



本書面では、福島第一原発事故の被害について、その被害が今も深刻に継続し、被害回復はなされておらず、賠償・除染・廃炉に必要となる莫大な費用は増加の一途をたどっていることを述べる。

目次

第1 福島原発事故の被害は今も深刻に継続し、被害回復はなされていない	3
1 避難指示区域	3
(1) いまでも避難指示が7市町村で継続している	3
(2) 避難指示が解除されても元には戻らない	5
2 避難指示が出されていない区域（避難指示区域外）	6
(1) 避難指示解除基準20mSv／年一国内でも批判	6

(2) 国際的にも再三批判されていること	7
3 福島県による調査（平成28年）	9
(1) 家族別離	9
(2) 過半数が応急仮設住宅で居住	10
(3) 過半数が心身の不調	10
(4) 困っていること、不安なこと一住まい、生活資金	10
(5) 帰還の条件、帰還しない理由	11
(6) 東電による賠償について	11
(7) 原発事故を起こした東電、国に対する意見	12
4 新潟県による調査（平成29年、平成30年）	13
(1) 帰還する人は少ない	13
(2) 避難生活の状況一家族がばらばらに、賃貸の増加	13
(3) 就業状況の変化—無職の増加	14
(4) 収入の減少	15
(5) 損害賠償が全く不十分	15
(6) 不安、分断、喪失	16
5 山形県による調査（平成30年）	18
6 小児甲状腺がん	19
7 小括	20
第2 仙台高裁判決（生業訴訟）による被害の認定	20
1 「居住・移転の自由の制限」	21
2 「旧居住地の汚染」	21
3 「日常生活の阻害」	22
4 「長期間の設定による今後の生活の見通しに対する不安、帰還困難による不安」	22
5 「生活費の増加」	23

6 「ふるさとの喪失」	23
第3 損害賠償・除染・廃炉に必要となる莫大な費用は増加の一途	24
1 総額が年々増加	24
2 賠償費用の増加 1兆3534億円	25
3 除染費用も青天井	26
4 廃炉費用の増加の可能性－廃炉作業の遅延	27
5 小括	28
第4 結論	28

第1 福島原発事故の被害は今も深刻に継続し、被害回復はなされていない

福島原発事故による被害がいかに深刻なものであるかについては、これまで詳述してきた。ここでは、被害が今も続いていることを補充して述べる。

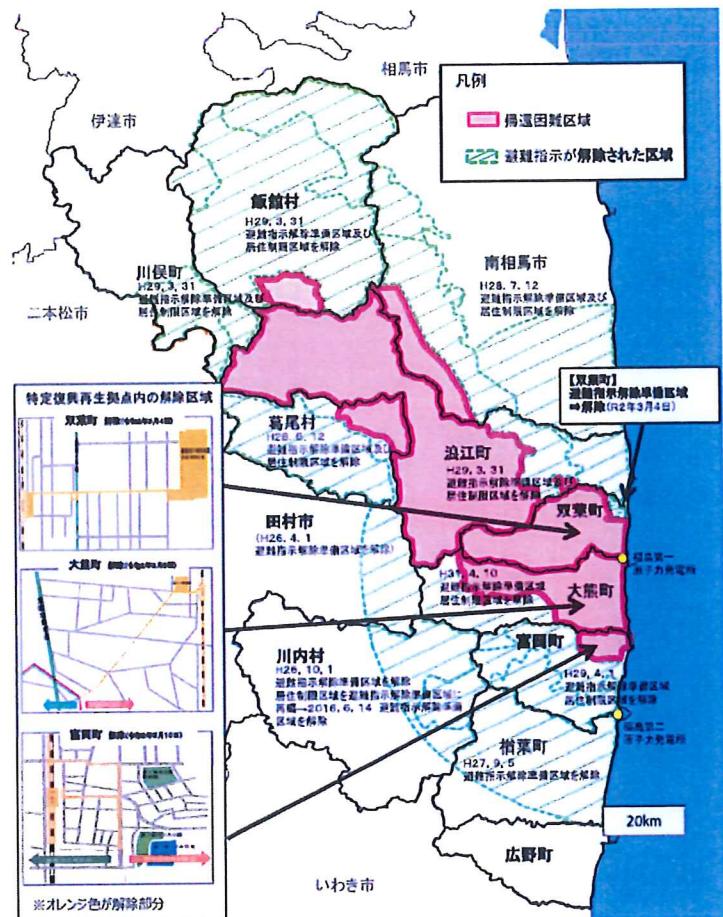
1 避難指示区域

(1) いまでも避難指示が7市町村で継続している

原発事故から9年経過した現在においても、下図のとおり、7市町村が帰還困難区域¹とされ、避難指示が継続されている。復興庁が把握しているだけでも（避難指示区域外からの避難者は、避難先住宅の無償提供が2017年3月末で打ち切られ、各市町村が自主避難者の多くを「避難者」に計上しなくなつたために復興庁の把握す

¹ 帰還困難区域とは、年間積算線量50mSv超（事故後6年を経過してもなお、年間20mSvを下回らないおそれのある区域）をいう。

る避難者数から漏れている（甲1228。）、2020年11月27日時点で約4万3000人にのぼる（甲1227）



(甲1229・令和2年3月時点 避難指示区域の概念図)

上図の、飯館村のうち帰還困難区域に指定されている長泥地区は、福島第一原発からおよそ38kmに位置している（甲1230）。飯館村は、原発から38km離れているものの、原発事故から9年経過しても、帰還困難区域に指定され、居住できないのである。このことを踏まえれば、本件の債権者らの居住する島々は、原発からおよそ34～46kmの場所にあり（甲1231、甲1232、甲1233）、飯館村と同様の被害を受ける位置にある。なお、飯館村のその他の地域は、原発事故から6年が経過した2017年3月31日によくやく避難指示が解除された（甲1

229)。

(2) 避難指示が解除されても元には戻らない

避難指示が解除されても、元通りの村や町に戻るわけではない。下表のとおり、2019年4月時点で、避難指示区域が解除された地域には23.2%しか住民が戻ってきていない（甲1234）。避難先で、自宅を再建し、仕事に就き、学校や幼稚園へ通っていることが一因と考えられる。また、細胞分裂が活発で放射線の影響を受けやすいとされる子どもたちのいる家庭は、避難指示が解除されても、被曝による子どもたちへの健康被害を心配して帰還を避ける傾向にある。戻った住民の多くは、高齢者である。川俣町山木屋地区は、高齢化率が61.6%で、65歳以上が半数を超え、飯舘村は60歳以上が75.5%であると報じられている（甲1234）。福島県の高齢化率が31.9%であること（甲1235）と比較すると、極めて高い高齢化率であることが分かる。

旧避難指示区域の居住率				
	解除時期	対象者 (人)	居住者 (人)	居住率 (%)
田村市都路地区東部	2014年4月	273	222	81.3
川内村東部	14年10月 16年6月	287	87	30.3
楢葉町	15年9月	6,946	3,657	52.6
葛尾村	16年6月	1,301	375	28.8
南相馬市小高区など	16年7月	8,677	3,665	42.2
浪江町	17年3月	14,535	910	6.2
飯舘村	17年3月	5,415	905	16.7
川俣町山木屋地区	17年3月	843	334	39.6
富岡町	17年4月	9,269	877	9.4
全 体		47,546	11,032	23.2

（甲1234 2019年4月12日河北新報）

2 避難指示が出されていない区域（避難指示区域外）

避難指示が出されていない区域（避難指示区域外）であっても、被ばくによる健康被害を危惧して、多くの人々（区域外避難者、自主避難者）が避難をしている。国の定める避難指示解除基準 $20\text{ mSv}/\text{年}$ は、被ばく量が多過ぎるとして、後述のとおり、国内外からたびたび批判されている。

しかし、区域外避難者に対する損害賠償は、ごくわずかでしかない。すなわち、原子力損害賠償紛争審査会が定めた「中間指針等」（暫定的）では、精神的損害、就労不能損害、財物損害、住居確保損害等の賠償基準が定められ、東京電力への直接請求やADRにおいて、これに基づき賠償が行われている。この中間指針においては、避難指示区域外からの避難者（いわゆる自主避難者）に対しては、子どもと妊婦に対しては最大72万円、それ以外の大人に対しては12万円のみとされている。自宅や仕事を手放し、身一つで、避難した人々に対する賠償としては全く足りない。

区域外避難者にとって、ほとんど唯一の支援策である住宅無償提供についても、打ち切られ、避難者らはようやくたどりついた避難先住居から追い出され、明け渡し訴訟を提起される事態も生じている（甲1236）。

なお、以下のとおり、国の定める避難指示解除基準は、再三批判されている。

（1）避難指示解除基準 $20\text{ mSv}/\text{年}$ —国内でも批判

国は、2011（平成23）年4月19日、子どもであっても空間線量が年間 20 mSv 以下、毎時 $3.8\mu\text{Sv}$ 以下であれば、普段どおり屋外活動などをしても大丈夫とする暫定的基準を福島県に通知した。

しかし、年間20ミリシーベルトは、法の求める公衆被曝限度年間1ミリシーベルト²の20倍にものぼる。

内閣官房参与の小佐古敏莊氏は2011年4月29日に辞任の記者会見の中で、年間20mSvを「乳児、幼児、小学生に求めることは、学問上の見地からのみならず、・・・受け入れがたい」と厳しく批判した（甲1252）。

(2) 国際的にも再三批判されていること

現在の避難指示解除基準に対しては、次のとおり、国際的にも再三、批判されている。

ア 2013年6月国連の特別報告者の報告書

国連人権理事会健康問題特別報告者のアンド・グローバー氏は、2013年6月の公式報告書（甲1237）において、「国際放射能防護委員会（ICRP）でさえ、発癌又は遺伝的疾患の発生が、約100mSv以下の放射線量の増加に正比例するという科学的可能性を認めている。さらに、低線量放射線による長期被曝の健康影響に関する疫学研究は、白血病のような非固形癌の過度の放射線リスクに閾値はないと結論付けている。固形癌に関す

² 原子炉等規制法は、福島第一原発事故を受けて「国民の生命、健康及び財産の保護、環境の保全」を目的とすることを明示した（1条）。

同法を受けた「実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則」は、第2条第2項6号で、「周辺監視区域」を、「管理区域の周辺の区域であって、当該区域の外側のいかなる場所においてもその場所における線量が原子力規制委員会の定める線量限度を超えるおそれのないものをいう。」と定める。「周辺監視区域」とは原発の敷地内の最も外側である。

同規則を受けて、原子力規制委員会は、「周辺監視区域」の外側の線量限度について、「核原料物質又は核燃料物質の製錬の事業に関する規則等の規定に基づく線量限度等を定める告示」（以下、「線量告示」という。）の2条1項1号で、「一年間につき一ミリシーベルト」と定める。つまり、法令上、「周辺監視区域」の外側のいかなる場所も、年間1ミリシーベルト以下でなければならないとされている。

る付加的な放射線リスクは、直線的線量反応関係により一生を通して増加し続ける。」（「48.」）とし、「低線量の放射線でも健康に悪影響を与える可能性はあるので、避難者は、年間放射線量が1mSv以下で可能な限り低くなつた時のみ、帰還することを推奨されるべきである。」（「49.」）と述べ、健康への悪影響のリスクを避けるため、年間被曝線量が1mSv以下に下がつたときのみ帰還を推奨すべきだとした。

イ 2014年自由権規約委員会による勧告

2014年11月に、国連の自由権規約委員会は、次のとおり、日本（国際人権規約の締約国）が被曝レベルを高く設定し、福島において避難指示解除によって高度に汚染された地域に人々を戻らざるを得なくしている状況を懸念するとして、日本の避難指示解除基準20mSv／年を批判している（甲1238の1、甲1238の2）。

「24. 委員会は、福島において締約国によって被曝レベルが高く設定されていること、及びいくつかの避難区域の解除の決定により人々を高度に汚染された地域に戻らざるを得なくしている状況を懸念する（第6条、第12条及び第19条）。」（甲1238の1、甲1238の2）

ウ 2017年人権理事会普遍的定期的審査作業部会による勧告

2017年11月14日の国連人権理事会における日本の第3回普遍的定期的審査の作業部会がジュネーブの国連総会議場で開催された。

福島原発事故の被害者の人権と帰還政策について勧告したのは、ポルトガル、オーストリア、ドイツ、メキシコであった。例えば、ドイツは、次のとおり、福島の帰還政策は1mSv／年を基

準とすべきであると勧告した（甲1239の1、甲1239の2）。「161.216.特に許容放射線量を年間1ミリシーベルト以下に戻し、避難者及び住民への支援を継続することによって、福島地域に住んでいる人々、特に妊婦及び児童の最高水準の心身の健康に対する権利を尊重すること。（ドイツ）」（甲1239の1・「161.216」）

エ 日本は受け入れを表明

日本は、2018年3月に、上記2017年11月14日に受けた勧告の受け入れを表明した（甲1240・「161.215」「161.216」など）。

オ 小括

以上のとおり、避難指示解除基準20mSv／年について、国際的に批判され続け、ようやく、日本は、2018年に年間1mSv以下に戻すようにとの勧告を受け入れた。ところが、日本は、国際的には勧告を受け入れたものの、国内的には、避難指示解除基準は、いまだ20mSv／年のままである。国の基準は、法の求める公衆被曝限度の20倍にものぼる。

3 福島県による調査（平成28年）

「平成27年度福島県避難者意向調査（応急仮設住宅入居実態調査）全体報告書」（甲1241）は、福島県が調査実施主体となり、平成28年2月22日から同年3月7日までの期間において、福島県からの避難者5万8018世帯を対象とし、1万6417世帯から有効回答を得られた結果である（甲1241・1頁）。調査結果は、次のとおりである。

(1) 家族別離

避難指示区域・避難指示区域外からの避難世帯全体において、

当時同居していた家族が複数箇所に住んでいる世帯が 47.5 % と半数近い世帯において家族が離れ離れになり、複数箇所での生活を余儀なくされている（甲 1241・13 頁）。

複数箇所での生活は、親子・夫婦間での支え合いができず心身の負担をもたらすことに加えて、それぞれの箇所で生活費が必要となり経済的負担が極めて重くのしかかる。

(2) 過半数が応急仮設住宅で居住

応急仮設住宅に居住する世帯は、避難指示区域からの避難世帯で 50.4 %、避難指示区域外からの避難世帯で 64.9 %にものぼる（甲 1241・29 頁）。

(3) 過半数が心身の不調

避難指示区域・避難指示区域外からの避難世帯とともに、避難してから心身の不調を訴えるようになった同居家族がいる世帯の割合は、半数を超えている（甲 1241・43 頁）。

避難指示区域外からの避難世帯では、「疲れやすくなつた」の 52.9 % が最も多く、次いで、「よく眠れない」が 52.6 %、「何事も以前より楽しめなくなつた」が 49.6 %、「イライラする」が 43.7 %、「憂うつで気分が沈みがち」が 42.4 % となっている（甲 1241・45 頁）。

(4) 困っていること、不安なこと一住まい、生活資金

現在の生活で困っていること・不安なことについては、避難指示区域・避難指示区域外からの避難世帯とともに、「自分や家族の身体の健康のこと」が最も多く、次いで、避難指示区域では「避難生活の先行きが見えないこと」が 45.2 %、避難指示区域外では「住まいのこと」が 51.1 %、「生活資金のこと」が 51.0 % となっている（甲 1241・49 頁）。

特に、住まいや生活資金については、避難指示区域外からの避難世帯は、避難指示区域からの世帯よりも約20%も多くなっており、生活が困窮していることが表れている。

(5) 帰還の条件、帰還しない理由

「被災当時の居住地と同じ市町村へ戻りたい」と回答した世帯について、戻る条件としては、避難指示区域外からの避難世帯では、「放射線の影響や不安が少なくなる」の34.5%が最も多く、次いで、「原子力発電所事故の今後についての不安がなくなる」が31.2%、「地域の除染が終了する」が28.5%の順となっている（甲1241・69頁）。

「被災当時の居住地と同じ市町村へ戻りたい」以外の回答をした世帯について、戻らない理由は、避難指示区域外からの避難世帯では、「原発事故が収束していないため」の41.4%が最も多く、次いで、「避難先で生活の拠点を築いているため」が40.8%、「避難元に戻っても、健康（放射線の影響）に不安があるため」が38.5%となっている（甲1241・71頁）。

特に、避難指示区域外からの避難世帯では、「避難先で生活の拠点を築いているため」、「避難先で就職しているため」の割合が、避難指示区域からの避難世帯に比べて10%以上高くなっている。これは、避難指示区域外からの避難世帯は、東電からの賠償もなきに等しく、国からの支援もない状況で、必死の思いで避難先での生活を築き、避難元へ戻って生活を再建する精神的・経済的余力がないことによると考えられる。

(6) 東電による賠償について

東電による賠償については、避難指示区域外からの避難世帯からは、次のとおり、賠償が極めて不十分であるとの意見が出され

ている。

「東京電力福島原発の事故以降賠償にいたっては、2回だけの少額の賠償のみに終わっている。子育てを考えている私達夫婦にとつては、とても住める環境ではなく、将来に対する不安から職を捨て、避難してきた。そういう状況、心痛をもっとさっして欲しいと思う。風評被害に関しても、露骨なものは減ったにせよまだまだ残っている。これで終息と本当に言えるのか。」（甲1241・85頁）

「原発事故のため住処を奪われ、県外での再就職を余儀なくされました。前職よりも月給与が10万円も少なく、非常に困っています。避難区域外からの避難者と区域内の避難者では賠償や保障に差がありすぎて納得いきません。将来、今後にめどがつかず本当に困っています。」（甲1241・85頁）

(7) 原発事故を起こした東電、国に対する意見

原発事故を起こした東電、国に対する意見として、避難者らは、次のとおり、被ばくから数年あるいは数十年後にがんを発症する晩発性影響について子どもたちの健康を心配し、また故郷を捨てることの耐え難さを訴えている。

「震災時、福島にいた子供たち全てが亡くなるまで、東電もしくは国が責任をもって面倒を見るべき。私たち親は子供の将来に不安を抱え毎日を生きている事を忘れないでほしい。「今すぐ命に影響はない」ではなく、長い目で最後まで考えて発言して下さい。子供は今だけ生きているではありません。70年、80年、これから生きていくのです。」（甲1241・88頁）

「国、県、町、東電は思い出のつまつた故郷を捨てさせる苦渋の選択の重さを十分理解して、帰りたくても帰れない、一生涯帰れな

い人たちにもっと支援（金銭面等）して欲しい。もっとスピード感のある対応をしてほしい。日本の為に故郷を捨てる思いは耐え難い。」（甲1241・88頁）

「避難生活は、子どもの健康が心配でしている。もっと子どものことを考えた政策をしてほしい。家賃の補助は、収入要件をつけるのではなく全ての人を対象に行ってほしい。被ばく手帳を発行して将来にわたって健康を保障してほしい」（甲1241・89頁）

4 新潟県による調査（平成29年、平成30年）

新潟県による「福島第一原発事故による避難生活に関する総合的調査報告書」（甲1242）は、既往の調査結果をまとめ、さらに平成29年7月27日から平成30年1月18日の調査期間において（甲1242・6頁）、アンケート調査や避難元である福島県内自治体への聴取り等を行うことによって、避難生活の全体像を立体的に捉えるよう試みたものである（甲1242・1頁）。調査結果は、次のとおりである。

(1) 帰還する人は少ない

全国の福島県外へ避難した者の動向について応急仮設住宅のうち民間借上げ住宅入居世帯2753世帯を調査した。

そのうち、76.2%の2097世帯が、仮設住宅の無償供与終了後も同じ都道府県内に居住していた。一方、福島県に帰還したのは17.1%の472世帯であることから、本調査により、県外へ避難した者の8割近い世帯は、福島県に帰還せず、避難継続などにより福島県外で居住していることが明らかになった。（以上、甲1242・11頁）

(2) 避難生活の状況一家族がばらばらに、賃貸の増加

家族の分散居住状況については、平成23年度・29年度双葉

郡調査や、福島県の避難者意向調査でも、分散居住の傾向が認められていた（甲1242・16～17頁）。

平成29年度新潟県調査でも、平均世帯人数が、区域内外の全体で震災前の3.30人から2.66人に減少し（甲1242・18頁）、単身世帯と二人世帯が震災前の32.4%から50.2%に増加し（甲1242・18頁図一5、図一6）、3人以上世帯が震災前の67.5%から49.9%に減少したほか（同図）、3世代同居世帯も震災前の15.3%から6.3%に大きく減少する（甲1242・19頁）など、避難の過程で家族がばらばらになってしまった状況が表れている。

また、平成26年度内閣府調査、平成29年度東京都調査では、震災によって持ち家の割合が大きく減ったとの結果が出ている（甲1242・21～24頁）。

平成29年度新潟県調査でも、区域内・外とも持家率が半減し（区域内で避難前62.6%から31.6%（甲1242・24頁図一18、図一19）、区域外で避難前49.6%から24.6%（同図））、特に区域外で賃貸住宅が過半を占めるなど、自宅を失い、新たな家を持てないままであることが分かる。

(3) 就業状況の変化－無職の増加

就業状況の変化について、平成23年度・平成29年度双葉郡調査の結果から、震災前、震災から半年後、震災から6年後を比較すると、「無職」が28.2%→54.3%→55.5%となっている（甲1242・16～17頁図22、図23、表一1）。震災を機に「無職」の割合が大幅に増え、震災から6年が経過してもその状況が継続していることが分かる。

平成29年度新潟県調査でも、パート・アルバイトを含む非正規

職員や「無職」が増加している。

避難指示区域内では無職が最多(避難前18.6%から50.0%に増加)、避難指示区域外は非正規職員が最多(避難前20.9%から34.5%に増加)となっており(甲1242・28~29頁図一28、図一29)、避難指示区域内外の違いは賠償金や住宅支援の有無が影響しているものと思われるが、やはり就業状況は、震災から何年経っても、その状況が改善されていないことがみてとれる。

(4) 収入の減少

収入については、平成26年度内閣府調査によると、震災から3年が経過した時点では、約5割の世帯で震災前と比べ収入が減っている(甲1242・31頁図一34)。

平成29年度新潟県調査では、平均世帯収入額(毎月)は10.5万円減少(避難前36.7万円から26.2万円へ)し(甲1242・31頁)、約4割の世帯が震災前より収入を落としている。

次に支出については、平成26年度内閣府調査によると、震災から3年が経過した時点では、約5割の世帯で、震災前と比べ支出が増えている(甲1242・31頁図一34)。

一方、平成29年度新潟県調査では、平均世帯支出額(毎月)は大きな変化がない(避難前26.2万円から26.0万円へ)(甲1242・34頁)。なお、生活のやりくりについては、主に「勤労収入」、「預貯金」、「賠償金」(避難指示区域内避難者)により行われている。

(5) 損害賠償が全く不十分

損害賠償については、原子力損害賠償紛争審査会が定めた「中

間指針等」により、精神的損害、就労不能損害、財物損害、住居確保損害等の賠償基準が定められ、東京電力への直接請求やADRにより賠償が行われている。

個人への精神的損害賠償の基準額は、避難指示区域の区分により異なり、帰還困難区域は1450万円、居住制限区域と避難指示解除準備区域は850万円である（甲1242・42頁）。

一方、避難指示区域外からの避難者（いわゆる自主避難者）に対しては、子どもと妊婦に対しては最大72万円、それ以外の大人口に対しては12万円のみとされている（甲1242・42頁）。

新潟県内避難者へのアンケートによると、賠償制度全体に関して、満足の割合5.8%に対して不満の割合は66.1%であり（甲1242・48頁図—53）、特に避難指示区域外避難者の不満の割合が72.0%（同図）になるなど、多くの避難者が不満を持っていることが明らかになった。

(6) 不安、分断、喪失

平成23年度双葉郡調査では、生活の困りごととして最も割合が高かったものは「放射能の影響が心配」の57.8%であった。平成29年度双葉郡調査では、最も割合が高かったものは「健康や介護」の53.4%で、「放射線の影響」は20.0%となった（甲1242・50頁～51頁）。

平成29年度新潟県調査においては、放射線に関する不安についてより詳細に、①将来の健康、②低線量被曝の影響、③放射線量、④差別・偏見の4つの指標で聴取をした結果、そのいずれについても、不安でない意識を、不安意識が上回っている（甲1242・52頁）。特に②低線量被曝の影響に対する不安意識が最も高い（約7割）（甲1242・52頁）。また、区域内避難者よりも区

域外避難者の不安意識がより高いという傾向がうかがえる（甲1
242・53頁）。

平成29年度新潟県調査においては、既往研究から、社会生活や人間関係の主要な変化を端的に表すキーワードとして、特に「不安」、「分断」、「喪失」について、より詳細な意識を明らかにすることを試みた。

「不安」については、先行き不安に対する意識を①以前のように暮らせるか、②線量不安、③廃炉までの事故不安、④中間貯蔵施設、最終処分場の安全性不安、⑤避難先で暮らせるか、⑥賠償不安、⑦住宅不安、⑧将来不安の8つの指標でみると、全体ではどの指標も「不安」の合計が5割を超えた。特に、③、④の原子力関連施設への不安意識は約8割となっており、高い結果となつた。また、区域内避難者と区域外避難者を比較すると、区域外避難者の方が原子力施設に関する不安意識が高い。（以上、甲124
2・55頁）

「分断」については、友人関係・近所付き合い・地域コミュニティについて、①孤独感、②馴染めない、③周囲に理解されない、④友人との交流希薄、⑤地域との交流希薄、⑥伝統の継承ができない、の6つの指標でみると、全体では、④、⑤の友人や地域とのつながり、交流の薄さを感じる人の割合が7割を超えている。なお、区域内避難者と区域外避難者を比較すると、区域内避難者の人間関係やコミュニティとの交流希薄がより高い傾向にあることがうかがえる。（以上、甲1242・57頁）

「喪失」については、平穏な日々の喪失について、①プライバシーが守られない、②避難生活で家族と不仲、③避難先で家族と不仲、④生きがいの喪失、⑤前向きに考えられない、の5つの指

標でみると、全体では④生きがいの喪失、⑤前向きに考えられない、に対する不安が、あてはまらないを上回るというものであった。区域内避難者と区域外避難者を比較すると、①プライバシーが守られない、④生きがいの喪失、⑤前向きに考えられない、の割合は、区域内避難者の方が上回っている。（以上、甲1242・58～59頁）

5 山形県による調査（平成30年）

山形県は、平成30年9月付で「避難者アンケート調査集計結果」（甲1243）を公表した。これは、原発事故から7年経った時点で、山形県で2000人超の避難者が避難生活を続けている実態を受けて、避難生活が長期化する中で、どのようなニーズがあるのか、どのような支援を望んでいるのかを調査し、今後の避難者支援に役立てるために実施された調査である。

平成30年7月上旬から7月下旬にかけて、東日本大震災で山形県に避難している702世帯を対象に郵送でアンケートを送付し、28.5%に相当する200世帯からの回答があった（甲1243・1頁）。

調査結果は、次のとおりである。

避難生活を続ける理由としては、「放射線による健康への影響が心配なため」が43.5%と最も多い（甲1243・3頁）。

「避難している住宅の種類」については、2017年（平成29年）3月に、区域外避難者への住宅供与が終了したため、平成29年の「賃貸住宅（県借上げ住宅）」の割合は、66.1%から25.0%へ減少しているものの（甲1243・6頁），区域外避難者が半数近く避難生活している状況において「今後の予定」として、「山形でしばらく生活したい」人は43.5%，「定住したい

人」が30.0%であり、合計すると7割超にのぼる（甲1243・11頁）。

「今の生活で困っていること・不安なこと」は、「生活資金のこと」が64.0%と最も多く、避難者らが、生活に困窮していること、生計の見通しが暗いことが分かる。次いで、「自分や家族の身体の健康」が49.0%、「住まいのこと」が40.5%であり（甲1243・7頁），健康・住居という生活の根幹が揺るがされていることが分かる。

以上のとおり、生活資金に困窮し、住宅支援も打ち切られるなど追い詰められながらも、放射線による健康影響を懸念し、必死に避難生活を続けている状況が分かる。

6 小児甲状腺がん

福島第一原発事故後、甲状腺の異常が明らかになっている。

通常、小児甲状腺がんの発生頻度は100万人に1～2人とされている。

しかし、福島県で実施された県民健康管理調査では、2016年末時点での検査を受けた約30万人（事故時おおむね18歳以下）のうち、185人の小児甲状腺がん患者（うち145人が手術を受けた）が発生している（甲1244）。これを単純に割合計算をすると約500倍～250倍である。

しかも、185人という数字の裏に未発表の者が隠されていることが判明した。事故当時4歳の男児が2016年に甲状腺がんと診断されていたことが、2017年3月31日に判明したのである（甲1245）。当該男児は、経過観察と診断されることを理由に、県民健康調査の発表数から除かれていたのである（甲1245）。

経過観察とされている子どもたちは（A判定）、本格検査2回目

(平成28年5月1日～平成20年3月31日)で約67,000人にのぼることから(甲1244)，これらの中に相当数の小児甲状腺がんを発症している人が存在すると考えられる。

その後の調査によって、2020年2月までに、甲状腺がんの疑いがあると診断されたのは、手術後に良性だと診断された一人を除くと、236人にのぼっている(甲1246)。

7 小括

以上のとおり、原発事故から9年以上経過した現在でも、避難指示は継続している地域があり、他方、避難指示が解除されても帰還する人は少なく、帰還するのは高齢者が多く、町や村の存続が危ぶまれる。

避難生活は継続せざるを得ず、損害賠償が極めて不十分な中で、自宅や仕事を失ったことによる困窮は深刻に継続し、さらには避難先住居の供与が打ち切られるなどさらなる困窮に陥れられている。それでも避難生活を続けざるを得ないのは、被ばくによる健康被害が懸念されることが大きな要因である。また、先行き(招来や被ばく)の不安や生きがい等の喪失、人とのつながりが希薄になってしまったことや孤独など人生のあらゆる面が、原発事故によって侵害され続けている。

第2 仙台高裁判決(生業訴訟)による被害の認定

上記で述べた原発事故による深刻な被害は、全国各地へ避難した避難者らによって提起された損害賠償訴訟判決でも認定されている。

ここでは、仙台高裁判決(2020年9月30日付)における認定を紹介する。

例えば、帰還困難区域に居住していた人々の受けた被害についての

認定は、以下のとおりである。

1 「居住・移転の自由の制限」

「帰還困難区域においては、区域境界に物理的な防護措置が実施され、基本的には立入りが禁止されており、一時立入りを実施する場合には、スクリーニングを確実に実施し、個人線量管理や防護措置の着用が徹底されるなど、様々な制限がある（原判決が引用する証拠のほか、当審における現地進行協議等による弁論の全趣旨）。」

「この区域の一審原告らの多くは、本件事故が起きた3月11日頃に取るものも取り敢えず避難したまま自宅に帰ることができていなかったり、自宅を避難した当時のまま放置せざるを得なかつたりといった状況が続いている」「災害対策基本法63条1項に基づいて設定された警戒区域への立入りは、10万円以下の罰金又は拘留という刑事罰をもって禁止されていた（災害対策基本法116条2号）」

「このように、帰還困難区域等に生活の本拠を有していた一審原告らは、罰則の有無にかかわらず、生活の本拠において居住を継続する権利（居住及び移転の自由）を制約されたものである。」と認定している（同判決364頁）。

2 「旧居住地の汚染」

「帰還困難区域は、平成23年12月26日時点において空間線量率が 50 mSv/y を超える地域であり、社会システム工学者である沢野伸浩が平成25年11月19日第8次航空機モニタリングの結果を計算処理した結果によれば、平成25年11月19日時点においても、双葉町において最大 $42.23\mu\text{Sv/h}$ （年間追加被ばく線量は 222.05 mSv/y 相当。…）、浪江町において最大約39.96 $\mu\text{Sv/h}$ （ 210.11 mSv/y 相当）、大熊町において最

大約 $37.04 \mu\text{Sv}/\text{h}$ ($194.74 \text{mSv}/\text{y}$ 相当) といった、
 $100 \text{mSv}/\text{y}$ を超える空間線量率が現れていた。

このような放射性物質による旧居住地の汚染は、単に旧居住地の土地建物の経済的価値を毀損しているだけでなく、旧居住地への帰還を困難にさせて、帰還困難区域旧居住者に多大な精神的苦痛を与えて続いているものというべきである。」（同判決 364～365頁）

3 「日常生活の阻害」

「帰還困難区域等に居住していた一審原告らは全員が避難を強いられたところ、自宅以外での生活を長期間余儀なくされ、正常な日常生活の維持・継続が長期間にわたり著しく阻害された。一審原告らの中には、いまだ仮設住宅等における避難生活を強いられている者もいるほか、新たに住居を構えた一審原告らにおいても、生活の糧となる生業の変更を余儀なくされるなど、避難前と同様の日常生活が回復できているとはいえず、原告らの属性にかかわらず、日常生活の阻害は長期化しているものといえる。」（同判決 365頁から 366頁）

4 「長期間の設定による今後の生活の見通しに対する不安、帰還困難による不安」

「本件事故から 6か月が経過した後の平成23年10月1日時点においても、避難区域・警戒区域（飯舘村及び南相馬市の一部の帰還困難区域においては計画的避難区域）が解除されず、避難指示区域の見直しまで今後の生活の見通しが立たない不安が増大する状況にあり、平成23年12月16日から平成25年8月8日までの間に避難指示区域が見直された後も、帰還困難区域等として長期間にわたり帰還が不可能な状況となったことによる不安が継続した。そして、本件事故から約9年間が経過した今なお、JR常磐線の沿線

のごく一部の地域を除き帰還困難区域の避難指示の解除がいつされるか不透明な状況であり、帰還できる日を待ち望む者もいれば、もはや帰還することに期待を寄せられる状況ではなくなった者もいるなど、不安定な状況を強いられている。一審原告らの被った精神的苦痛は、時の経過によっても容易に癒されず、将来的な見通しが立たず人生設計の建てようがない状況が長期化することによって、むしろ増大した側面もあるというべきである。」（同判決366頁）

5 「生活費の増加」

「また、帰還困難区域等からの避難者は、避難生活によって多かれ少なかれ生活費が増加したと推認されるところ、個別に相当因果関係の立証が可能なものについては積極損害として別途賠償されるべきであり、現に一審被告東電により賠償がされているものの、個別に相当因果関係の立証が困難なものも多数発生していると推認される。したがって、このことは慰謝料の増額要素として考慮するのが相当である。」（同判決367頁）

6 「ふるさとの喪失」

「一個人にとって、その居住地は、単にそこで生活をするというだけではなく、その地において様々な事や物を享受したり、コミュニティにおける他人との交流を深めたりしながら、人格を形成していく基盤でもあるというべきであって、第5節第2の3にも前示したとおり、基本的な社会的インフラや生活の糧を取得する手段にとどまらず、家庭・地域コミュニティを育む物理的・社会的諸要素、周囲の環境・自然、帰るべき地・心の拠り所となる地・思い出の地等としての「ふるさと」としての居住地の持つ意味合いなどを考慮に入れて、一審原告らの受けた精神的損害を評価すべきである。

そうすると、帰還困難区域等の一審原告らにおいては、極めて限

定された区域等を除き、本件事故から 9 年を経ようとする今もなお帰還困難区域の指示解除の目途さえ立っていない状況であること（なお、一審原告○○は、平成 25 年 10 月 31 日に帰還困難区域に設定された旧居住地住所の旧自宅に測定に来た放射線測定士から「ここには 100 年帰れません。」と言われた旨を陳述している（甲 H 65 の 1 の 3）。）に鑑みて、「生存と人格形成の基盤」を一個人の人生のスパンで見ればほぼ不可逆的に破壊・毀損されたというべきである。」（同判決 367 頁）

第 3 損害賠償・除染・廃炉に必要となる莫大な費用は増加の一途

福島第一原発事故を引き起こした東電は、莫大な費用を自社で負担することができなくなり、平成 23 年 5 月 10 日に、国に対して、「原子力損害賠償に係る国の支援のお願い」と題する文書で、原子力損害賠償法 16 条に基づく国の援助の枠組みを策定するよう求めた。国は支援に乗り出したものの、次のとおり、巨額の費用は年々増加しており、青天井である。

1 総額が年々増加

2011 年 10 月、東京電力に関する経営・財務調査委員会による委員会報告は、総損害を少なくとも 5 兆 500 億円と見積もった。

2016 年になると、東京電力は、総損害を 9 兆 482 億円と発表した。

経済産業省の東京電力改革・1F 問題委員会は、2016 年 12 月 20 日に行われた第 8 回会合において、「東電改革提言」と銘打って、福島第一原発事故の賠償・廃炉・除染に要する費用を 22 兆円と試算した（甲 1247・21 頁）。22 兆円の内訳は、賠償費用 8 兆円、除染費用 6 兆円、廃炉費用 8 兆円というものである（下表）。

	現在	今後
廃炉	2兆円→(燃料デブリの取出)	8兆円 ^b
賠償	5兆円→(風評と畜農賠償等)	8兆円 ^{e,f}
除染	4兆円→(工事費などの増加)	6兆円 ^d
総額	11兆円	→ 22兆円 ^{b,j}

(甲 1 2 4 7 ・ 2 1 頁より抜粋)

2017年3月、日本経済新聞の主宰するシンクタンク財団法人日本経済研究センター（理事長：岩田一政元日銀総裁）は、総損害が70兆円にのぼると発表した。

さらに、2019年3月、同日本経済研究センターは、事故処理費用の見通しを増額し、最大81兆円（汚染水を海洋放出しない場合）を要すると算出している。

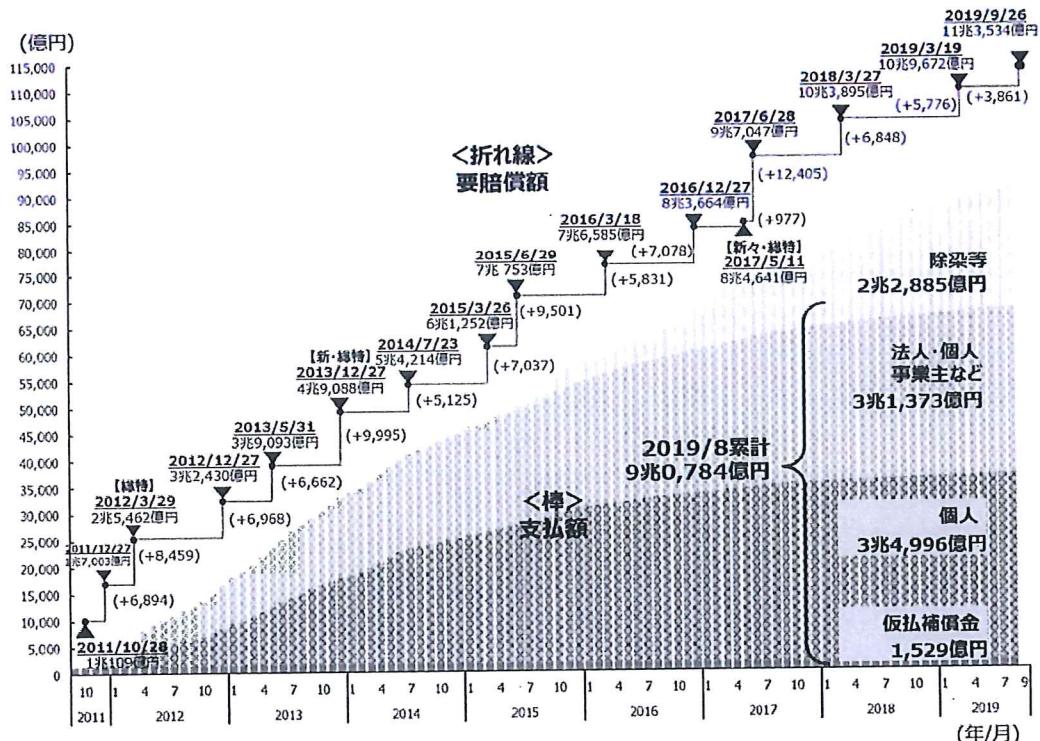
2020年度の我が国的一般会計予算は約100兆円、2019年度の一般会計税収は約60兆円である。一回の原発事故で国家予算の80%，税収の135%を吹き飛ばしてしまうほど、経済的損害は巨大なのである。東京電力にそれらを支払能力がないことから、結局は、税金や電気料金に上乗せされ、全て国民が負担することになる。

2 賠償費用の増加 11兆3534億円

賠償費用について、東電が2019年10月23日付で経済産業省から変更認定を受けた「新々・総合特別事業計画（抄）」（甲1248）によると、2019年9月26日時点での要賠償額は11兆3,534億円（下のグラフ）にのぼると見通されている（甲1248・5頁）。

これは、東電改革提言の8兆円を大きく超えている。さらには、2011年10月28日に1兆0109億円と見通されていた金額の10倍以上に達していることになる。

【賠償支払額及び要賠償額の推移】



(甲 1 2 4 8 ・ 5 頁)

全国各地に避難した避難者らは、東電を相手取って、全国で損害賠償請求訴訟を提起している。東電が、訴訟の前段階（ADR等）で真摯に損害賠償に応づければ訴訟を提起する必要はなかった。訴訟においても、東電は、裁判所から提案された和解を拒否するなど（甲 1 2 4 9）、賠償に応じる姿勢は乏しい。そのような状況での上記 1 1 兆 3 5 3 4 億円である。今後、訴訟で避難者らの被害を適切に認定した判決が確定すれば、損害賠償額はさらに増えると考えられる。

3 除染費用も青天井

除染費用について、原発事故由来の放射性物質による環境の汚染に対処するため講ぜられる措置（除染、汚染廃棄物処理、中間貯蔵など）に係る費用は、放射性物質汚染対処特別措置法の 44 条に基づき東京電力に支払義務があるところ、環境省が 2017 年度までに支出済の

累計金額は3兆6176億円であり（甲1250・7頁）、2018年度予算額と2019年度予算案額を合わせると、2019年度までに要する累計金額は4兆6226億円であること（甲1250・7頁）。これは、東電改革提言の6兆円に迫る金額である。

除染のために除去した汚染土壌は、中間貯蔵施設が整備未了のため仮置き場や現場保管されているところ、仮置き場は933箇所593万袋、現場保管場所は10万4398箇所560万m²も残っているところ（甲1250・12頁）、汚染土壌の処分方法については、検討中であり、規則も制定されておらず（甲1250・13頁）、実証実験の段階であることから（甲1250・14頁）、今後も多額の費用が発生すると考えられる。

中間貯蔵施設は、貯蔵開始後30年以内の福島県外最終処分までの間安全に集中的に管理・保管する施設であるところ（甲1250・18頁）、当該施設建設費用のみならず、用地の取得にも費用を要し、輸送のための道路拡充にも費用を要するなど（甲1250・19～27頁）、今後も多額の費用の発生が見込まれる。

汚染土壌以外に、放射性物質に汚染された焼却灰、下水汚泥、農林業系廃棄物（稻わらなど）といった指定廃棄物についても、中間貯蔵施設への移送や処分といった作業が必要であり、今度も多額の費用の発生が見込まれる（甲1250・41頁～52頁）。

4 廃炉費用の増加の可能性—廃炉作業の遅延

廃炉について、2019年12月27日に、福島第一原子力発電所の廃炉の今後の工程が2年ぶりに見直され、1号機と2号機の使用済み燃料プールから核燃料の取り出しを始める時期について、放射性物質を含む粉じんの飛散対策などをを行うため、最大で5年遅らせることが決まった（甲1251）。

1号機の使用済み燃料プールから核燃料の取り出しが現在の計画より4年から5年遅い、2027年度か2028年度に遅れる理由は、現在、水素爆発の影響で最上階に残るおよそ1000トンのがれき撤去を進めているものの、放射性物質を含む粉じんの飛散リスクがあるため建屋全体を覆う大型カバーを設置することになったためなどとしている（甲1251）。

2号機の使用済み燃料プールから核燃料の取り出しが現在の計画より1年から3年遅い、2024年度～2026年度の間に見直した理由は、建屋の壁に穴をあけて使用済み燃料プールから核燃料を取り出す計画であるところ、建屋内部の放射線量が高いため、除染などの対策が必要とされたためとしている（甲1251）。

すべての廃炉作業を完了する時期については、これまでと同じく2041年から2051年として変更はしなかったものの、各工程の遅れにより、完了時期が遅れる可能性は十分にある。作業期間が長くなればなるほど、費用も増大することになる。

5 小括

以上のとおり、ひとたび原発事故を起こすと、その損害賠償費用、廃炉費用、除染費用を、事故を起こした電力事業者一社で負担することはできず、国からの巨額の税金投入が不可欠になる。そして、原発事故から9年を経過しても、廃炉や除染はもちろんのこと、損害賠償すらも十分に行われない。

第4 結論

原発事故は、広範囲に甚大で深刻な被害を発生させ、事故から9年以上経過しても避難指示が解除されていない地域が複数あるばかりか、避難指示が解除されても町は元通りにならず、避難を続けざるを得ない避

難者らは困窮し、家族はばらばらになり、築いてきた人とのつながりを断たれ、生きがいを失い、被曝による健康被害の問題はなんら解決されないなど生命、健康、生活、財産、生活に直結する被害が深刻に継続している。

ひとたび事故を起こすと、これほどまでに深刻で重大な被害を広範囲にもたらす施設は、他に存在しない。原子力発電所がそのような特殊性を有する施設であることを十分に念頭に置いていただき、人の生命、健康、財産、生活を守る司法判断をしていただくよう求める。

以上